

議案第 15 号

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例の制定
について

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

幼稚園及び保育園の再編・統合に伴い、白鳥幼稚園及び島泉保育園を廃止するとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立教育・保育施設設置条例(平成 29 年羽曳野市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表羽曳野市立白鳥幼稚園の項を削る。

第 4 条の表羽曳野市立島泉保育園の項を削る。

第 5 条第 1 項第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市立教育・保育施設設置条例 新旧対照表

新	旧																																
<p>(幼稚園の設置)</p> <p>第3条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(保育園の設置)</p> <p>第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育園」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(入園資格)</p> <p>第5条 幼保連携型認定こども園に入園できる者は、次のとおりとし、入園年齢については、市長が別に定める。</p> <p>(1) 本市に居住する者であって法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども</p> <p>(2) 法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども</p> <p>2 幼稚園に入園できる者は、本市に居住する者であって法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもとし、入園年齢については、羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)が別に定める。</p> <p>3 保育園に入園できる者は、法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもとし、入園年齢については、市長が別に定める。</p> <p>以下省略</p>	名称	位置	省略				省略		名称	位置	省略				省略		<p>(幼稚園の設置)</p> <p>第3条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>羽曳野市立白鳥幼稚園</td> <td>羽曳野市白鳥3丁目11番8号</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(保育園の設置)</p> <p>第4条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育園」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>羽曳野市立島泉保育園</td> <td>羽曳野市島泉1丁目16番6号</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(入園資格)</p> <p>第5条 幼保連携型認定こども園に入園できる者は、次のとおりとし、入園年齢については、市長が別に定める。</p> <p>(1) 本市に居住する者であって法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども</p> <p>(2) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども</p> <p>2 幼稚園に入園できる者は、本市に居住する者であって法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもとし、入園年齢については、羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)が別に定める。</p> <p>3 保育園に入園できる者は、法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもとし、入園年齢については、市長が別に定める。</p> <p>以下省略</p>	名称	位置	省略		羽曳野市立白鳥幼稚園	羽曳野市白鳥3丁目11番8号	省略		名称	位置	省略		羽曳野市立島泉保育園	羽曳野市島泉1丁目16番6号	省略	
名称	位置																																
省略																																	
省略																																	
名称	位置																																
省略																																	
省略																																	
名称	位置																																
省略																																	
羽曳野市立白鳥幼稚園	羽曳野市白鳥3丁目11番8号																																
省略																																	
名称	位置																																
省略																																	
羽曳野市立島泉保育園	羽曳野市島泉1丁目16番6号																																
省略																																	